

第4回企業取引研究会 議事要旨

【日時】

令和6年10月24日（木）13:00～16:00（現地とオンラインのハイブリット会議）

【出席】

○委員出席者：神田座長、海内委員、岡室委員、沖野委員、小畑委員、加藤委員、郷野委員、鈴木委員、高岡委員、滝澤委員、多田委員、中島委員、仁平委員、原委員、松田委員、若林委員、渡邊委員、渡部委員

○事務局：公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 企業取引課
中小企業庁 事業環境部 取引課

○オブザーバー：金融庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省

①「下請」という用語の見直し

- ・ 製造業を中心としていた制定当時とは異なり、サービス業に関する対象が追加され、適用対象取引を上下の関係で見ることが実態にそぐわなくなっていることから、「下請」という用語は見直すべき。
- ・ 「親事業者」という用語も上下関係を示すものであるため、見直しが必要。
- ・ 名称変更は取引の当事者の意識を変えることを促すために有効。
- ・ 法律が規律する内容と合わなくなっていること、取引実態に対応した言葉になっていないこと及び言葉が意識を規定する面があることから用語の変更を行うことが適切。
- ・ 「下請法」という名称は広く社会に定着しており、用語の変更後には報道などでの社会的インパクトが失われる懸念があるため、変更後の略称についてはなるべくキャッチーなものが望ましい。

②下請法の適用基準に関する論点

<対応が必要であるという意見>

- ・ 1円以上の資本金があれば会社設立が可能となった平成18年の新会社法の施行以降、資本金に対する理解と認識は変わり、資本金区分だけで、発注者と受注者の取引関係を外形的に取り扱うことは、既に執行上の限界にある。
- ・ 下請事業者の利益を保護しようとする法律の網をくぐり抜け、下請事業者の利益が守られない状況にあることは大変遺憾。資本金額を意図的・恣意的に変動することによって、下請法の適用を免れることのないよう、適切な措置を講じるべき。

<新たな基準の導入についての意見>

- ・ 新たな基準の導入に当たっては、新たに下請法の対象となる事業者に、自身の地位を確認するために過度の負担をかけたり、取引に悪影響を与えたりしてはならないことに留意すべき。
- ・ 資本金額以外の基準を追加すれば、取引当事者の予見可能性を下げることや簡易迅速に処理するのが難しくなることが危惧される。

<従業員数による基準の導入についての意見>

- ・ 下請法の下請事業者の範囲が、中小企業基本法の中小企業の範囲に合わせて改正されて

きた経緯を踏まえ、中小企業基本法の中小企業の定義をもって基準とすること、すなわち、中小企業基本法の従業員数を適用基準とすることが、中小企業にとって、大変分かりやすく、また中小企業を保護するという下請法の趣旨にも沿うのではないか。

- ・ 新たな基準に従業員数を採用する場合には、負担が少ない。中小企業基本法においても「資本金又は従業員」が基準として採用されているほか、具体的な事実の実態、例えば、一定数以上の従業員を抱える企業が下請いじめをしているケース等を踏まえて検討してほしい。
- ・ 「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）が従業員に着目した適用基準を採用していることなど、従業員数は有力な基準であり、他法令を踏まえてもバランスのとれた考え方。
- ・ 独占禁止法の課徴金を課す際の中小企業の定義（中小企業算定率（第7条の2第2項））においても中小企業基本法と同様に資本金額と従業員数の組合せを採っているため、下請法においてもこれに合わせた定義とするのは一つの考え方だと思う。
- ・ 取引先の従業員数は把握しづらく、変動もある。フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用においても、何をもって雇用とするかの判断が難しい。その観点から、親事業者にだけ従業員数の基準を入れるということも検討してほしい。

<売上、取引依存度による基準の導入についての意見>

- ・ 取引依存度、売上高は年によって大きく変動する上、下請事業者の実情を明らかにされてしまうため、かえって親事業者に交渉の材料として都合よく使われる可能性があり、基準としては難しいと考える。
- ・ 事業規模の大きさではなく、発注者と受注者の関係の問題とするのが本筋ではないか。

<資本金変更行為への対応についての意見>

- ・ 外形標準課税も資本金額で対象となる事業者が画されているところ、減資に対応する仕組みとして資本金と資本剰余金を合計した額を根拠にする考え方を採用しており、下請法においても同様の仕組みで減資対策とすることは可能なのではないか。一方、親事業者による下請事業者への増資要請への対策はこの方法でも対応は困難であろう。

<資本金基準に新たな資本金区分を設けることについての意見>

- ・ 資本金基準に、新しい資本金区分を追加しても、脱法的な行為に対しては「いたちごっこ」になると考えられる。

③金型以外の型等の下請法上の取扱い、型の無償保管に係る課題

<金型以外の型等の下請法上の取扱い>

- ・ 樹脂型は試作用に使われるなど新製品開発に欠かせないものであり、特殊工具とともに中小企業のイノベーションを支えるものであるため、下請法において金型と同様の扱いにすべきである。
- ・ 規定の趣旨を踏まえれば、型の素材にかかわらず、金型と同様のルールを適用することは適切である。

<型の無償保管に係る課題に関する論点>

- ・ 所有権の所在にかかわらず、実態を踏まえて取引の適正化を図ることが重要であり、解釈の明確化に賛成である。
- ・ 受注者側に所有権がある場合でも発注者の了解なしに廃棄できない場合は、発注者に指図権があるとみなし、実質的に発注者側に所有権があるとみなしてもよいのではないかと考える。この点、下請法運用基準に考え方を明記すべき。
- ・ 金型の所有権の所在によって異なる規律を採ることは理由がないと考える。発注者側に

所有権がある場合、無償での長期保管サービスを受注者に強制することは不適切であり、受注者側に所有権がある場合も、自由な所有・収益・処分が発注者に制限されるため、同様の問題があり、むしろ受注者側に所有権がある方が問題が大きいのではないか。所有権の所在にかかわらず、同様の規律を適用すべきである。

- ・ 下請事業者が自身の委託事業者に型を無償で保管させる問題については、親事業者の責任として整理すべきである。ただし、間に入っている下請事業者を免責してしまうと、下請事業者が更に弱い事業者に押し付ける行為を誘発する可能性があるため、慎重な検討が必要である。

④知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点

- ・ 知的財産・ノウハウは、企業価値を高めたいと思っている中小企業に残されている、成長の源泉であることから、取引の更なる適正化を求める。また、賃上げの原資確保に資することから、製造業に限ることなく、広く実態調査を実施し、知的財産取引に関するガイドライン等に反映すべき。
- ・ 不当な行為を行ってはいけないことは全ての事業者が認識している。製造業に関する実態調査では、現場で良くないことが起きていることが明らかになりつつあるが、具体的な行動規範が必要である。製造業に限らず実態調査を改めて実施し、行動規範となるガイドラインでルールを明確にすることが望ましい。
- ・ 大手企業が取引先の工場見学や監査で得た加工工程等のノウハウを別会社に伝えるといった悪質な行為が現在も行われている。経営層は問題を認識しているが、現場担当者がコスト削減を意識する余り、改善が妨げられている。社名公表や罰則などのルール整備が必要。
- ・ 知的財産権やノウハウを無償又は低廉な価格で吸い上げられることを防がないと、事業者間の格差が固定化し、イノベーションが起きにくくなる。何らかの方策を用いて中小企業を守るべきである。中小企業がイノベーションを起こすことが、日本の未来にとって重要である。
- ・ NDA（秘密保持契約）の締結は当然のことであり、監査についても適正な方法が求められる。具体的な問題例を示し、その改善を進めていただきたい。
- ・ 実態調査の過程で判明した違反事例について、下請法又は独占禁止法で対処することは問題ないと思うが、違反認定をしないまま企業名を公表することについては賛否があるため慎重に対応すべきである。

⑤その他の下請法に関する論点に関する論点

<罰則・命令>

- ・ 罰則・命令に関しては、簡易迅速な執行が可能という現行下請法の執行上の利点を失うべきではない。
- ・ 下請法に命令の導入を含む厳罰化を図ることは、簡易迅速な処理に支障を来すものであり、下請法の理念にそぐわないと考える。
- ・ 罰則については、課徴金納付命令や刑事罰が及ぶと、適正手続の確保に関する制度整備が必要となり、重たい制度になる。そうなった場合、事件処理が長期化する可能性があるため、独占禁止法で対応すべきであり、機動性のある現行の下請法と独占禁止法の役割分担を考慮する必要がある。

<遅延利息の適用拡大>

- ・ 遅延利息について、現行法では代金の減額が禁止されており、違反に対しては、速やかに減額分の代金を支払うよう勧告できることになっている。減額をすることによって、支払が有効とみなされない場合、支払債務が存続することになるため、減額分の代金を支払わせる勧告になっていると思料。一部不払が生じているのであれば、その部分につ

いて、遅延利息の支払を求めることに理由があると考え。実態からも、支払を免れることによる利益や、支払がされないことによる相手方の損害が発生するため、遅延利息の適用範囲に減額を追加することは合理的である。

<既に違反行為が行われていない場合の勧告の整備>

- ・ 違反行為の是正後であっても、必要な場合には勧告をできるようにすべきである。
- ・ 既に違反行為が行われていない場合の勧告については、法改正を進めることに賛成である。

<書面の交付等に係る規定の整備>

- ・ 書面交付について、下請事業者の承諾の有無にかかわらず、必要的記載事項を電磁的方法により下請事業者に対し提供することができるようにすべきであるとともに、取引のデジタル化に向けての取引環境を一層整備すべき。
- ・ 書面交付については、取引の状況が、電磁的方法が主流になりつつあるため、逐一承諾を取るのが煩雑である現実を踏まえ、書面又は電磁的方法のどちらでもよいとするのが適当である。デジタル化の流れを阻害しない取扱いを望む。
- ・ 書面の交付等の関係で、電磁的方法の提供について承諾の有無にかかわらず提供できるようにすることに関して、中小企業のデジタル化が遅れている場合に対応できるかが心配である。特に、中小企業がメールでの受取が難しく、FAXなら対応できるといった場合に、取引を打ち切られることがあり得るのかなど、実態を確認する必要がある。

<デジタル通貨での支払に係る整理>

- ・ デジタル通貨での支払については、時期尚早であると考え。親事業者からデジタル通貨で支払を受けた下請事業者がどのように運用するかが不明確であり、まずは実態を把握してから検討すべき。
- ・ デジタル通貨については、手形やファクタリングよりも現金により近いと考えられるため、受注者側に不都合がなければ認める方向でよいと思う。
- ・ デジタル通貨支払は、現状では中小企業や小規模事業者の企業間決済で広く普及しているとはいえない。受け取る側のコスト面や事務面の負担増につながる可能性があるため、慎重に検討してほしい。

<取引の適正化に向けたルールの整備>

- ・ 価格転嫁に対応する、業界団体の自主的な取引適正化のルールは着実にアップデートしていくことが必要である。
- ・ 公正競争規約のように業界自身でルールを作ってもらうことで、アドボカシー効果も期待できると思う。これらは中期的な課題であるが、進めていくべきである。
- ・ 取引の適正化に向けたルールの整備について、業界団体等に属さないアウトサイダー事業者にもルールが届くかどうか懸念される。
- ・ 公正競争規約に類似する取組について、書面交付や契約のひな型を示し、サプライチェーン全体で改善を図ることはあり得る一方、現行の公正競争規約は表示など画一的な内容であるため認められているという点に留意する必要がある。価格転嫁に関連して、価格の情報交換の場となってしまうと、カルテルに当たり得るので、目的を慎重に検討すべき。

(文責：企業取引研究会事務局 速報のため事後修正の可能性あり。)